8　5250-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯においては、無線測位システムとの両立性のある運用を確保するために、移動業務のシステムがITU-R勧告M.1652-1の第１附属書に示されている混信軽減措置を実施すること。

以下を主管庁に要請し、

決議事項４におけるe.i.r.p.仰角マスクを使用して移動業務の局の運用を許可する計画である場合には、装置が当該マスクに基づいて運用されることを確保するために適切な規則を採択すること。

以下をITU-Rに要請する。

1　RLANなどを含むWASの数の潜在的な激増によって5150-5250MHzの周波数帯におけるFSSに対して及ぼされる混信の総計の結果として生ずるおそれがある両立不能性を避けるために、規制機構及び追加の混信軽減手法に関する作業を引き続き行うこと。

2　移動業務の局からEESSを保護するために、混信軽減手法に関する研究を引き続き行うこと。

3　実際的経験を考慮に入れ、動的周波数選択の実現に適した試験方法及び手順に関する研究を引き続き行うこと。

1　この決議における「平均e.i.r.p.」とは、電力制御が実行されている場合に最大電力に相当する伝送バースト中のe.i.r.p.をいう。

2　FSSの衛星軌道において、$-124-20\log_{10}(h_{SAT}/1414)$ dB(W/(㎡・1MHz))又は同等に、$-140-20\log_{10}(h_{SAT}/1414)$ dB(W/(㎡・25kHz))、ここで、h_{SAT}は衛星の高度(km)である。

3　WRC-03以前に既に規制を行っている主管庁は、多少の柔軟性をもって送信機の電力制限値を決定することができる。

追　　決議第232（WRC-12）　第一地域の航空移動業務を除いた移動業務による694-790MHzの周波数帯の利用と関連研究

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　IMTシステムは、場所やネットワーク、使用端末に関わらず、世界的規模で電気通信サービスを提供することを目指していること。

b)　幾つかの主管庁は、694-862MHzの周波数帯又はその一部をIMTに使用しようと計画していること。

c)　３つの地域全てにおいて470-806/862MHzの周波数帯は放送業務に一次的基礎で分配され、放送業務に圧倒的に使用されていること、また、GE06協定はモンゴルを除く全ての第一地域と、第三地域のイランに適用されること。

d)　645-862MHzの周波数帯は、第5.312号に記載された国では航空無線航行業務に一次的基礎で分配されていること。

e)　３つの地域の1GHz以下のセルラー移動システムは、各種のチャネル配置を用いていること。

f)　地方又は過疎地域のように、経済性の観点から、少ない数の基地局が望ましい場合、IMTを含めた移動システムを実現するために一般的には1GHz以下の周波数帯が向いていること。

g)　特に発展途上国や低人口密度のために経済的なシステムが必要な広大な国にとっては、1GHz以下の周波数帯は重要であること。

以下に留意し、

a)　地上波アナログテレビジョン放送から地上波デジタルテレビジョン放送への移行に伴い、幾つかの国では694-862MHzの周波数帯又はその一部を移動業務のアプリケーションで使用可能にしようと計画中又は使用可能にしていること。

b)　GE06協定第12.6号によれば、アナログからデジタルテレビジョンへの移行は2015年６月17日UTC00時01分に完了すること。

c)　アナログからデジタルテレビジョンへの移行は、470-806/862MHzの周波数帯の一部又は全部がアナログ、デジタル地上波双方により広範囲に使用されるような状況を作り出し、移行期におけるスペクトルへの需要は、アナログ放送システムだけで使用していたときよりも増大する可能性があること。

d)　ITU-R勧告M.819は開発途上国の需要に応えるため、また、開発途上国と先進国の通信能力の隔離を埋めるため、IMTが達成すべき目標を定めていること。

e)　ITU-R勧告M.1645はIMTのサービス提供エリアの目標も定めていること。

f)　WRC-12が決議第233（WRC-12）を承認し、そこにはWRC-15までにITU-Rが行うべき研究が盛り込まれていること。

以下を認め、

a)　多くの開発途上国や広大な過疎地を抱えた国では、経済的にIMTを実現することへの要望があること、また、第5.286AA 号と第5.317A号で特定された1GHz以下の周波数帯の伝搬特性は大きなセルの実現を可能とすること。

b)　幾つかの国では470-862MHzをHDTV及び他の高精細モードでの使用を計画していること。

c)　第一地域では、第5.296号の規定に基づき、多くの国では二次的基礎で運用している放送の補助的アプリケーションを導入しており、それは放送業務のための日常的番組制作の手法になっていること。

d)　GE06協定は、地上放送業務と他の一次地上業務のための規定、デジタルテレビジョンの計画、他の一次地上業務局のリストを含んでいること。

e)　アナログからデジタルテレビジョンへの移行期間と時期は、全ての国で必ずしも同じではないであろうこと。

f)　各国は、移動業務への790MHz以下の新しい分配が、GE06計画におけるスペクトルへの公平な通信に与える影響を評価する必要があること。

以下を決議し、

1　第一地域の694-790 MHzの周波数帯を航空移動を除いた移動業務に、同帯域が一次的基礎で分配されている他の業務と共に共用の一次的基礎での分配とし、これをIMTに特定すること。

2　決議事項１の分配はWRC-15の直後から発効すること。

3　決議事項１の分配の使用は、第5.321号に掲載された国において、航空移動業務に関して第9.21号の下で得られる合意に依存すること。

4　分配の下端値は、以下のITU-Rへの要請事項で言及したITU-Rの研究と第一地域の国、